

第 730 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 3 年 2 月 24 日 (水) 14 時 02 分～14 時 42 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」 (※)

議題

1 諮問事項

- (1) 移動式刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について (資料 1)

2 指示事項

- (1) まき餌籠の大きさ等の制限について (資料 2)

3 報告事項

- (1) 「海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める『くろまぐろ』について」の変更等について (資料 3)
(2) 令和 2 年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について (資料 4)
(3) 神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について (資料 5)

4 その他

- (1) 第 7 管理期間のくろまぐろ資源管理について (資料 6-1、6-2)
(2) 神奈川県資源管理方針の変更について (資料 7)
(3) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

出席者

- ・ 委員 漁業者委員 青木 勝海、岩崎 幸和、加藤 孝、小菅 君明、
宍倉 昇、福本 憲治、宮川 均
学識経験委員 内海 和彦、櫻本 和美、佐藤 光徳、米山 健
公益代表委員 小坪 淳子
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石井 GL、小川技幹、井塚副技幹、山本主査、蓑宮主査

(※) 青木委員、加藤委員及び米山委員については、県小田原水産合同庁舎よりウェブ参加

議 事

滝口事務局長

これより委員会を開催いたします。

本日は緊急事態宣言下での開催となりますので、青木委員、加藤委員、米山委員には小田原水産合同庁舎にお集まりいただき、ウェブでの参加となっております。御了承願います。

次に、委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は委員 15 名中 12 名の御出席をいただいておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長よろしくお願いたします。

議 長
(櫻本会長)

それではただいまから第 730 回の委員会を開催します。

本日は 2 会場ということですので、よろしくお願いたします。

本日の議題ですが、諮問事項が 1 件、指示事項が 1 件、報告事項が 3 件、その他が 3 件となっております。

それでは議事に入ります前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

両 委 員
議 長

宍倉委員、内海委員よろしいでしょうか。

了 承

それでは宍倉委員、内海委員よろしくお願いたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項（1）「移動式刺し網漁業及び固定式刺し網漁業に係る制限措置の制定並びに申請期間について」を議題とします。

資料内容等について水産課から補足することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

米山委員

かます一枚網と移動式の刺し網それぞれ 1 人となっておりますけれども、1 人でよろしいのでしょうか。

確かかます一枚網自体は許可の数が結構多いですが、ここは 1 人でよろしいのでしょうか。

議 長

3 ページ目のかます一枚網漁業の許可すべき漁業者の数が 1 名になっているのが問題ないでしょうかという御質問です。

水) 蓑宮主査

かます一枚網漁業は県下ではかなりの数を許可しておりますが、実態調査の結果、今回は、長井町漁協で許可を持っている方 1 名の許可期間の満了に伴う切替えとなります。

今後また許可期限が迫ってくると、新たにかます一枚網漁業の諮問をさせ

ていただきますが、今度はこの許可に合わせる形で、有効期限は短く揃える形になってくると思います。

従いまして、今回は1件の許可ということになります。

米山委員
議長

分かりました。

それでは、ただいまの諮問につきましては、異議がない旨を知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了承

それではそのように決定いたします。

続きまして、指示事項（1）「まき餌籠の大きさ等の制限について」を議題としますが、本件は、報告事項（3）「神奈川県遊漁・海面利用協議会の開催結果について」とも関連しますので、一括して議題とします。

この件につきまして事務局から補足することはございますでしょうか。

この件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、本件につきましては、原案どおり委員会指示を発動することとしまして、報告事項につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同
議長

了承

それではそのように決定いたします。

続きまして報告事項（1）「海洋生物資源の保存及び管理に関する神奈川県計画の別に定める『くろまぐろ』について」の変更等について」を議題とします。

資料内容等について、水産課から補足することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

内海委員

3ページに新旧対照表で定置以外の漁船漁業の割当て量が23.4トンというところで増えるのですけれども、実績を見るとあまり獲られていません。

この23.4トンというのは3月以降どうなるのでしょうか。

水) 山本主査

こちらの数量については、毎管理年度ごとに神奈川県に与えられているものを配分したものでございまして、期間については4月から翌年3月までとなります。

今第6管理期間ですが、3月になると与えられた期間が終了し、余った分についてはそのままなくなってしまいます。

ただ、余った分につきましては、国際的な取決めにより一部翌管理期間に繰り越すことができると定められておりまして、各都道府県については、余った分の1割が翌管理期間に繰り越されることとなります。

内海委員

そのため、仮に 20 トン余ったとすれば、そのうちの 1 割の 2 トンを第 7 管理期間に繰り越せるという形になります。

例えば釣りだと 23.4 トンが割り当てられて、一方定置の方は 3.4 トンしか割り当てられていませんが、漁獲実績を見るとどちらかというと定置の方がたくさん獲れるので、定置が積極的に漁獲しているわけではないけれども、23.4 トンがこのまま 0. 数トンしか漁獲されなくてそれがなくなるといえるのは、いかにももったいない気がします。これは国の指導だと思いますが。

小型魚と大型魚を峻別するのは資源的には意味があると思いますが、漁獲をどうするかというのは基本的には人間の都合なので、一本釣りと定置で一緒になると非常に抵抗は大きいと思いますが、神奈川県の中でそれを 1 本にして管理して、内規など中での取決めで定置や一本釣りの数量を分けながら、こういうものに拘束されないで柔軟にやり取りができるともっと資源の有効活用につながると思います。

国の指導もあると思いますが、これから先そういうことも考えていただくと、無駄にせず、どこかで実は獲れていたのではないかという気がするので、検討していただければありがたいと思います。

水) 山本主査

枠の消化を進めていくという観点から考えると、委員のおっしゃるとおり、漁業種類の別に関係なく、どんどん消化していくというのが確かに良いやり方だと思うのですが、一方で各々の漁業種類を営まれている漁業者の方々がいらっしゃいまして、漁船漁業等、釣りや引き縄ですが、これらを営んでいる方は定置を営んでいないことが大半でございます。

また、一方で定置につきましては大体 6 月とか 7 月以降漁獲が進みまして、大体概ね年内くらいが漁期となっておりますが、引き縄釣りや一本釣りににつきましては、大体秋の終わりの 10 月から 2 月くらいまでが漁期になりますので、漁業種類の枠を取ってしまいますと、どうしても定置で先に漁獲が進んでしまうということがございまして、そうすると引き縄の方が獲ろうと思ったときに枠がないとか減っていることも想定されることから、本県では漁業種類を分けて管理をしているという状況でございます。

この分け方については過去 10 年間の漁獲実績をもって行っておりますが、近年一本釣りや引き縄などの漁船漁業等については漁獲が低調なので、段々と定置の方に漁獲の割り振りがシフトしている状況でございます。

先ほど申しましたとおり、1 本の管理をするというのはそれぞれの漁業者の利害が対立するところございまして、確かに枠を消化するという意味で

はおっしゃるとおりなのですが、このような苦しいところもございまして、現在のよう管理をしているということでございます。

内海委員

調整上の問題はよく分かります。

定置の方や釣りの方が自分の枠はほしいということはよく分かるので、ある意味ではそれほどどこかで県が認めて、ただ、このようなオフィシャルな取決めとしてはそれが一緒になっていると。

やはり漁業者の立場に立つと、TAC でもなんでもそうですが、与えられたものはそこまでは獲れるのだから利用したい、例えば私の所属している大日本水産会でも、漁業者の立場に立てば、TAC で大丈夫だと言われている部分はどんどん獲って国民に供給していくという役目があると思うので。

これは今後の資源管理の大きな課題の1つになると思うのですけれども、管理サイドからの視点だけでずっと見ていくとこういところで難しさが出てくるので、その部分を上手く調整しながら、また県内で議論していただければと思います。

議長

他に御意見等ございませんでしょうか。

それでは本件につきましては了承ということでよろしいでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それではそのようにいたします。

続きまして報告事項（2）「令和2年度全国海区漁業調整委員会連合会の要望結果について」と議題とします。

資料内容等について、事務局から補足することはありますでしょうか。

それではこの件につきまして御意見、御質問等ございますでしょうか。

私の方から2点ほどお聞きしたいのですが、12 ページの2番のマサバ太平洋系群の適正利用についてのところで、右側の下段に「なお、今後の資源評価において、これまでの想定と大きく異なる状況が生じた場合には、必要に応じ、資源管理方針に関する検討会（ステークホルダー会合）等を開催し、資源管理基本方針の見直しについて、議論してまいりたい。」ということが書いてあるのですが、これはTACを変更するという事も含まれているのでしょうか。

事) 角田代理

今の会長の御質問については、細部の聞き取りをさせていただいて、また改めて回答させていただきます。

議長

結構です。

もう1点ですけれども、13 ページの左側の「漁獲量抑制にあたっては、その減収分全額の補償を行なうこと。」という要望に対して、右側の下段に

「漁業経営セーフティーネット構築事業や漁業収入安定対策事業のほか、水産金融総合対策事業、水産業成長産業化沿岸地域創出事業などの支援策を講じることで、適切な資源管理の推進と、短期的に生じる収入減への支援の両立を図ってまいりたい。」というふうに書いてございます。

同じような文言が16ページ中段の7でも出てきます。

これは漁獲量の制限に対する減収分の補償に対応する施策として記述されていると思うのですが、これを読む限り、手厚くとまではいかないですけれども、かなり色々な方法で補償するように読めるのですが、実態はこれで十分と考えてよいのでしょうか。

実態が分からないもので質問させていただきましたが、これはかなり効果的な減収分の補填になり得るのでしょうか。

事) 角田代理 議長 これについても、全漁調連の事務局などにも聞いてみまして、確認させていただいて、次回お答えさせていただきます。

議長 分かりました。よろしく願います。

それ以外に何か御質問等ございますでしょうか。

なければこの件につきましては報告事項ですので了承するというところでよろしいでしょうか。

委員一同 議長 了承

それではそのようにいたします。

続きましてその他(1)「第7管理期間のくろまぐろ資源管理について」を議題とします。

本件につきましては、本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 井塚副技幹 議長 【資料6-1及び6-2に基づき説明】

ただいまの御説明に対しまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

アンケートをとられて3、4割の方が反対ということですが、それ以外の方は賛成なののでしょうか。それともどちらでもないのでしょうか。

水) 井塚副技幹 議長 賛成に丸をつけていただいております。

そうすると、6割から7割が賛成で、3割から4割が反対という感じですか。

水) 井塚副技幹 議長 そのとおりです。

ありがとうございます。

内海委員 先ほどの取り残し分の話でも言及しましたが、今県の方から説明があっ

た、例えば通年だとか半期だとかというのは凄く良い取組だと思います。できるだけ余さずに獲れるように。

それからもう1つ、当然それぞれの漁業者の方の思惑もあるでしょうし、くろまぐろについては、かつて北海道の方で大量に獲られてそれが非常に大きな問題になったということもあるので、そのようなところも見定めながら、神奈川県方式というような上手い管理の方法をぜひこれから模索していただくとお願いしたいと思います。

凄く良い取組だと思います。

議 長

私も非常に良い取組だと思いますので、ぜひ神奈川県方式のようなものを作っていただければと思います。

他に御質問等ございませんでしょうか。

特にないようでしたら、この件は説明を了承することといたします。

続きましてその他(2)「神奈川県資源管理方針の変更について」を議題とします。

本件につきましても、本日机上配付されている資料がありますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 井塚副技幹
議 長

【資料7に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

するめいかなどは比較的漁獲量の変動が大きいとは思いますが、現行水準ではないという判断はどのようなときにするのでしょうか。

また、そのように判断されたときはどのような対策などをとられる予定なのでしょうか。

水) 井塚副技幹

漁獲が全国的なシェアの上位8割を占めるようになってしまうと自動的に数量の配分になってしまうというルールがございます。

ただ、するめいかにつきましては、うちの県はまだかなり下の方で、数量配分されるギリギリのところではございませんので、今のところ具体的な対策等については考えておりません。

議 長

ありがとうございます。

他に御意見等ございませんでしょうか。

それでは特段ないようでしたら、本件は説明を了承することといたします。

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆様から何か御意見等ございますでしょうか。

福本委員 最近、コロナや漁業法の改正で、手続など色々な部分で事務方の仕事も増えて、単協の負担が増えていると思いますので、県漁連をもう少し活用するなどして、単協の負担にならないようにしてほしいと思います。

うちの場合は人数も少ないですから、このようにどんどん進んでいってしまうと、負担がどんどん単協にきて、無理がきてしまいますので、その辺もお願いします。

議 長 今の件に関しましていかがでしょうか。

事務作業量が増えるということですか。

福本委員 そうですね。

変な話ですけど、説明に来てくれてこうやってというのではなくて、コロナだから行けないから資料だけ送ってきて丸投げというのが増えている気がするのです。

水) 石井 GL 福本委員のおっしゃるとおり、コロナ対応ということで緊急事態宣言期間中ということもあり、県からは中々御説明に伺えておりません。

今後、漁獲成績報告書又は漁業権の報告書等々、改正漁業法に基づいて提出資料が増えるというは承知しておりますので、時機を見て各漁協に説明できるように検討したいと思います。

福本委員 県漁連の方ももっと助けられるのではないかなと思うので、その辺もぜひお願いします。

水) 石井 GL それにつきましても、今福本委員のお話がありましたので、県漁連にはその旨伝えたいと考えております。

福本委員 ありがとうございます。

議 長 他に御意見等ございませんでしょうか。

それでは本日の委員会はこれにて閉会したいと思います。

以上